

廃止・休止・再開届について

居宅介護支援事業者の指定を受けた後、事業所を休止又は廃止しようとする場合や、休止後、再開した場合は、下記のとおり、届出を行う必要があります。

届出が必要となる場合	届出様式	添付書類等	提出期限
事業所を <u>廃止</u> しようとする場合	「廃止・休止・再開届出書」 別記第3号様式（第3条関係）	不要	事業を廃止する日の <u>1月前まで</u>
事業所を <u>休止</u> しようとする場合		不要	事業を休止する日の <u>1月前まで</u>
事業所を <u>再開</u> した 場合		下記①～③ のとおり	事業を再開した日から <u>10日以内</u>

- ① 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
 ② 「従業員の資格を証する書類」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
 ③ 「変更届」及びその添付書類 ※再開に伴い、変更事項（例：管理者、介護支援専門員、運営規程等の変更など）。（変更届として提出すべき内容の変更があった場合のみ）

※ なお、休止中の事業所においては、指定の更新を受けることができません。更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行うか、事業を廃止するか、のいずれかを行う必要があります。

(1) 更新する場合

- 更新時期までに事業を再開した上（再開届の提出）で、更新の手続きを行うこととなります。
- なお、事業を再開する場合は、人員及び運営基準を満たす必要があります。

(2) 更新しない場合

- 人員及び運営基準を満たせない場合は更新できません。
- 更新しない場合は事業の廃止届を提出してください。
 （なお、廃止後、人員、運営基準を満たし再度事業を行う場合は、新規指定の申請を行うこととなります。）